

真狩村福祉タクシー利用助成事業

村では真狩村に住所を有し、居住している方（施設入所者を除く）のうち、以下に該当する方に「タクシー利用助成券」の交付を行っています。

1 対象者

- ① 身体障害者手帳所持者のうち1級から4級までに該当する方
※音声、言語又はそしゃく機能の障害及び肢体不自由のうち上肢機能の障害の方は除きます。
- ② 療育手帳所持者
- ③ 精神障害者保健福祉手帳所持者
- ④ 70歳以上で運転免許証を自主返納した方
- ⑤ 70歳以上で運転免許証の有効期限が満了し更新していない方
※平成31年4月1日以降に自主返納した方又は更新していない方が対象になります。

2 助成内容

- ① 上記対象者のうち①～③に該当する方
○タクシー助成券30枚（初乗り運賃相当額）
※手帳所持者は、手帳を提示することにより1割引で乗車できます。
- ② 上記対象者のうち④～⑤に該当する方
○タクシー助成券30枚（初乗り運賃相当額）
※自主返納した日又は有効期限が満了した日から3年間に限ります。



3 申請に必要なもの

- ① 本人確認できる書類（健康保険証等）
- ② 印鑑
- ③ 障害者手帳（上記対象者のうち①～③に該当する方）
- ④ 運転免許取消通知書（上記対象者のうち④に該当する方）
- ⑤ 運転免許証（上記対象者のうち⑤に該当する方）



免許証を返納した人、更新しなかった人も対象です

4 申請場所

- ① 真狩村社会福祉協議会

5 その他

- ① 5月以降に申請する場合は申請する月に応じて助成券を交付します。
- ② 助成券は村内に事業所がある事業者のみ利用することができます。
- ③ 助成券は申請者のみ利用することができます。（申請者と一緒に乗る場合を含みます）
- ④ 運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書の発行を希望する方には真狩村交通安全協会から発行手数料を全額助成する制度があります。

《お問い合わせ先》

真狩村役場住民課福祉係 （45-3612）
真狩村社会福祉協議会 （45-3105）